

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究科寄附講座運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程第12条の規定に基づき、大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に置く寄附講座の運営に関し必要な事項を定める。

(寄附講座の運営)

第2条 寄附講座の運営は、教授会の決定によるものとする。

(運営委員会)

第3条 寄附講座の運営を円滑に行うため、寄附講座ごとに寄附講座運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(存続期間等)

第4条 寄附講座の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、寄附講座の存続期間を更新することは妨げない。

2 寄附講座の終了にあたっては、教育研究の成果の概要をとりまとめ、公表するとともに、教授会に報告書を提出するものとする。

(寄附講座教員の選考)

第5条 寄附講座教員の選考については、別に定める。

(設置準備)

第6条 寄附講座が設置されるまでの間、設置準備に係る業務は、教授会が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。